

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成28年

目 次

議案第 30 号	市道路線の認定について	1
議案第 31 号	修繕請負契約の締結について	6
議案第 32 号	修繕請負契約の締結について	11
議案第 33 号	指定管理者の指定について	16
議案第 34 号	下水道管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	17
議案第 35 号	平成27年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 36 号	平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 37 号	平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 38 号	平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 39 号	平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 40 号	平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 41 号	平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 42 号	鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について	19
議案第 43 号	鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 44 号	鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 45 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 46 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 47 号	鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 48 号	鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 49 号	平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）	42
報告第 12 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	48
報告第 13 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	49

報告第 14 号 繼続費の精算報告について	50
報告第 15 号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	52
報告第 16 号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について	53

議案第 30 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

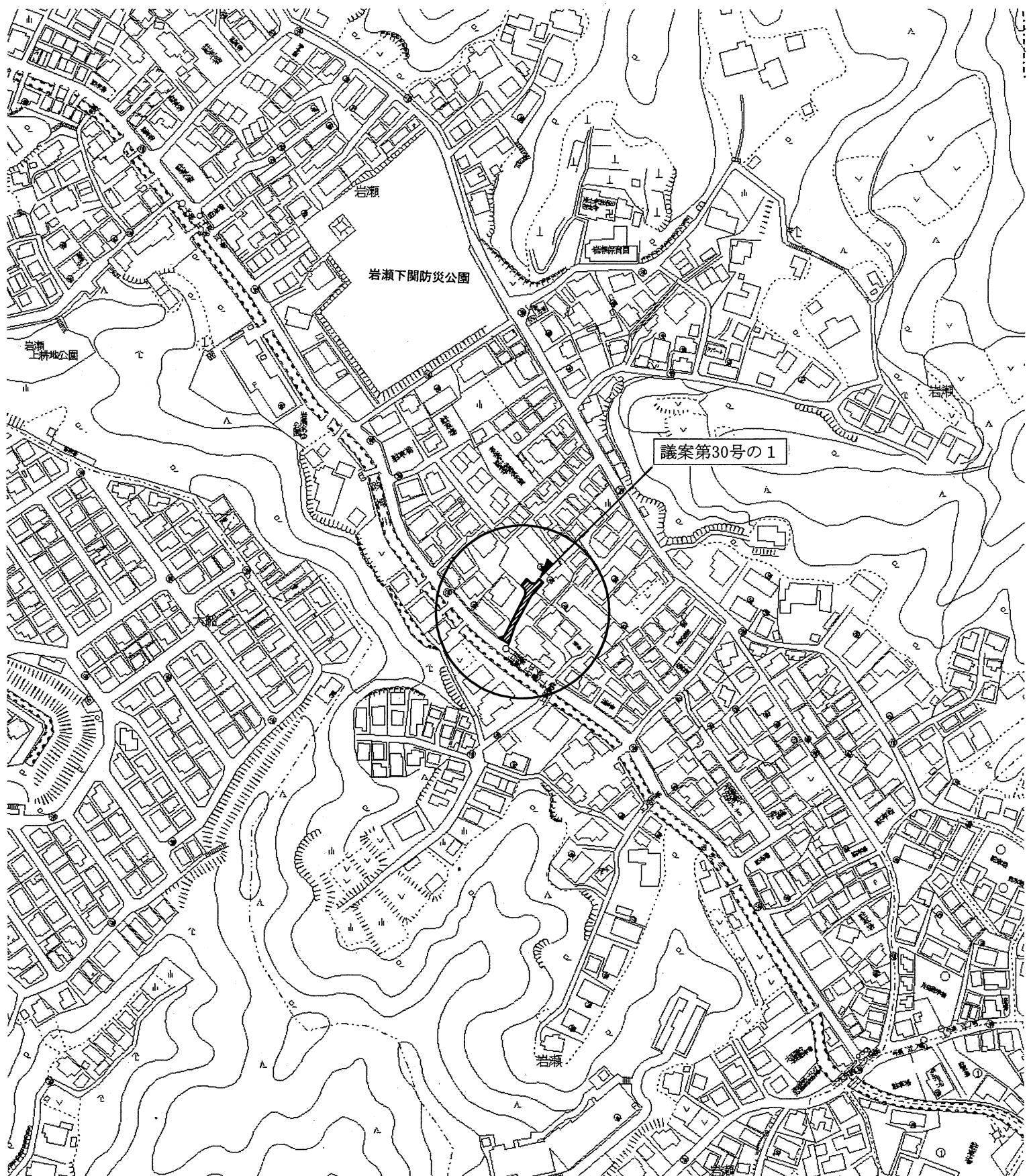
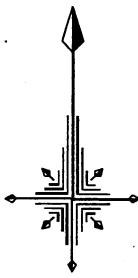
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	岩瀬字 内 耕 地	754番1	岩瀬字 内 耕 地	746番1	4.56～ 7.64	41.06	228.85	5
2	長 谷 三 丁 目	592番8	長 谷 三 丁 目	592番15	5.00～ 9.36	40.79	244.05	6

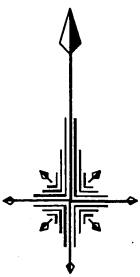
案内図

図面番号 5

凡例 認定箇所



公図写
図面番号 5



市道060-231号線
(予定)

議案第30号の 1

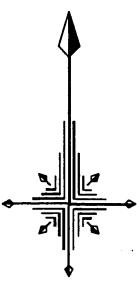
終点・岩瀬字内耕地746-1

起点・岩瀬字内耕地754-1

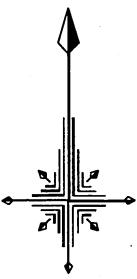
案内図

図面番号 6

凡例 認定箇所



公図写
図面番号 6



市道203-123号線
(予定)

終点・長谷三丁目592-15

議案第30号の 2

629-9

起点・長谷三丁目592-8

修繕請負契約の締結について

本市は、鎌倉芸術館大小ホール舞台照明設備改修修繕について、随意契約の方法により、次のとおり修繕請負契約を締結するものとする。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 件 名 鎌倉芸術館大小ホール舞台照明設備改修修繕

2 施行位置 鎌倉市大船六丁目1番2号

3 契約金額 540,000,000円

4 請負契約者 川崎市幸区堀川町72番地34

東芝エルティーエンジニアリング株式会社

首都圏営業所

営業所長 中澤 浩一

「参考」

鎌倉芸術館大小ホール舞台照明設備改修修繕仮契約書

1 件 名	鎌倉芸術館大小ホール舞台照明設備改修修繕
2 契約業務	鎌倉芸術館大小ホールの調光操作盤、負荷設備等の更新修繕及びそれに伴う試験調整等一式を行う。 修繕の実施については、指定された休館日に行うものとする。
3 契約施設	鎌倉芸術館 鎌倉市大船六丁目1番2号
4 契約金額	540,000,000円（うち消費税額及び地方消費税額 40,000,000円）
5 契約期間	自 平成28年 8月 19日 至 平成29年 10月 31日

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。
この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、修繕期間については、当該通知書に記載のとおりとします。
ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。
この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。

鎌倉市を発注者とし、東芝エルティーエンジニアリング株式会社を受注者とし、発注者と受注者の間において、次の事項により仮契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、上記の業務（以下「修繕業務」という。）を上記の金額で受注者に委託し、受注者は、これを受諾するものとする。

2 受注者は、発注者の指示に従って、上記の期間内に修繕業務を完了させなければならない。

(成果報告)

第2条 受注者は、修繕業務が完了したときは、速やかに修繕業務の成果を発注者に報告しなければならない。

(修繕料の支払)

第3条 発注者は、前条の報告を受けた後、受注者の正当な請求により、請求を受けた日から30日以内に修繕料を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、修繕料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

(契約保証金)

第4条 鎌倉市契約規則（昭和39年6月鎌倉市規則第20号）第5条第3号により契約保証金を免除とする。

(期間の延長)

第5条 受注者は、天災事変その他やむを得ない事由により、期間内に修繕業務を完了させることができないときには、その事由を詳記して、発注者に期間の延長を申出ることができる。この場合において、発注者はその申出を正当と認めたときは、これを承認するものとする。

(違約金)

第6条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に修繕業務を完了しないときは、滞日数1日につき契約金の0.2%に相当する金額を受注者に対して請求することができる。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 契約の解除を申出たとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人がこの契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき契約を解除した場合において履行部分のあるときは、当該部分について相当と認められる金額を支払うものとする。
- 3 第1項の規定による契約解除は、前条による違約金の請求を妨げないものとする。

(契約の金銭的履行保証)

第8条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならぬ。ただし、第5号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該保険証券を市長に提供しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証書又は保証証書の提供
 - (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の30/100以上としなければならない。
- 3 契約金額に変更があつたときは、各当事者は、保証の額が変更後の契約金額の30/100に達するまで、保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(損害賠償責任)

第9条 受注者は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が修繕業務の実施に際し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(かし担保責任)

第10条 受注者は、修繕業務が完了した目的物のかしについて、担保の責を負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責を負わないものとする。

- 2 前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。
- (1) かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、修繕業務完了のときから1箇年とする。
 - (2) 前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見したときから1箇年とする。
- 3 発注者は、前項に定める期間内において、かしのある修繕業務の目的物について、受注者に対し相当の期限を定めて補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 発注者は、第2項に定める期間内において、修繕業務を完了した目的物についてかしを発見した場合には、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、修繕業務の全部を第三者に委託することができない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受注者は、この契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(相手方に対する通知の発効時期)

第13条 発注者から受注者に対する文書による通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書による通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(契約の内容変更等)

第14条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくは契約を解除することができる。

(公開の禁止)

第15条 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、修繕料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成28年8月19日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 川崎市幸区堀川町72-34
東芝エルティーエンジニアリング株式会社
首都圏営業所
営業所長 中澤 浩一

修繕請負契約の締結について

本市は、鎌倉芸術館舞台機構設備更新修繕について、随意契約の方法により、次のとおり修繕請負契約を締結するものとする。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 件 名 鎌倉芸術館舞台機構設備更新修繕

2 施行位置 鎌倉市大船六丁目1番2号

3 契約金額 231,120,000円

4 請負契約者 東京都台東区花川戸二丁目11番2号

森平舞台機構株式会社

代表取締役 森 健 輔

「参考」

鎌倉芸術館舞台機器設備更新修繕仮契約書

1 件 名	鎌倉芸術館舞台機器設備更新修繕
2 契約業務	鎌倉芸術館大小ホールの舞台機器設備等の更新修繕及びそれに伴う試験調整等一式を行う。 修繕の実施については、指定された休館日に行うものとする。
3 契約施設	鎌倉芸術館 鎌倉市大船六丁目1番2号
4 契約金額	231,120,000円（うち消費税額及び地方消費税額 17,120,000円）
5 契約期間	自 平成28年 8月 16日 至 平成29年 10月 31日
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、修繕期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。	

鎌倉市を発注者とし、森平舞台機器株式会社を受注者とし、発注者と受注者との間において、次の事項により仮契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、上記の業務（以下「修繕業務」という。）を上記の金額で受注者に委託し、受注者は、これを受諾するものとする。

2 受注者は、発注者の指示に従って、上記の期間内に修繕業務を完了させなければならない。

（成果報告）

第2条 受注者は、修繕業務が完了したときは、速やかに修繕業務の成果を発注者に報告しなければならない。

（修繕料の支払）

第3条 発注者は、前条の報告を受けた後、受注者の正当な請求により、請求を受けた日から30日以内に修繕料を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、修繕料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

（契約保証金）

第4条 鎌倉市契約規則（昭和39年6月鎌倉市規則第20号）第5条第3号により契約保証金を免除とする。

（期間の延長）

第5条 受注者は、天災事変その他やむを得ない事由により、期間内に修繕業務を完了させることができないときには、その事由を詳記して、発注者に期間の延長を申出ることができる。この場合において、発注者はその申出を正当と認めたときは、これを承認するものとする。

（違約金）

第6条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に修繕業務を完了しないときは、滞日数1日につき契約金の0.2%に相当する金額を受注者に対して請求することができる。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 契約の解除を申出たとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人がこの契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき契約を解除した場合において履行部分のあるときは、当該部分について相当と認められる金額を支払うものとする。
- 3 第1項の規定による契約解除は、前条による違約金の請求を妨げないものとする。

(契約の金銭的履行保証)

第8条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならぬ。ただし、第5号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該保険証券を市長に提供しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証書又は保証証書の提供
 - (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の10/100以上としなければならない。
- 3 契約金額に変更があつたときは、各当事者は、保証の額が変更後の契約金額の10/100に達するまで、保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(損害賠償責任)

第9条 受注者は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が修繕業務の実施に際し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(かし担保責任)

第10条 受注者は、修繕業務が完了した目的物のかしについて、担保の責を負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責を負わないものとする。

- 2 前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。
- (1) かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、修繕業務完了のときから1箇年とする。
 - (2) 前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見したときから1箇年とする。

3 発注者は、前項に定める期間内において、かしのある修繕業務の目的物について、受注者に対し相当の期限を定めて補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

- 4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 発注者は、第2項に定める期間内において、修繕業務を完了した目的物についてかしを発見した場合には、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、修繕業務の全部を第三者に委託することができない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受注者は、この契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(相手方に対する通知の発効時期)

第13条 発注者から受注者に対する文書による通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書による通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(契約の内容変更等)

第14条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくは契約を解除することができる。

(公開の禁止)

第15条 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、修繕料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成28年8月16日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 東京都台東区花川戸二丁目11番2号
森平舞台機構株式会社
代表取締役 森 健輔

指定管理者の指定について

鎌倉市芸術館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉芸術館

2 指定管理者となる団体

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

サントリーパブリシティサービスグループ

共同事業体代表者

サントリーパブリシティサービス株式会社

代表取締役 平井 弓子

3 指定の期間

平成29年1月1日から平成34年3月31日まで

議案第 34 号

下水道管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成28年6月25日、[REDACTED]で発生した下水道管理
に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 388,800円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

- 議案第 35 号 平成27年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 36 号 平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 37 号 平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 38 号 平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 39 号 平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 40 号 平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 41 号 平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成27年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成27年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 42 号

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する
条例の制定について

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

歴史的価値を有する建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承していくため、保存活用計画の策定や建築基準法の適用の除外に関する手続について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 対象建築物の登録等（第3条—第6条）
- 第3章 保存建築物等に関する制限
 - 第1節 現状変更の規制（第7条・第8条）
 - 第2節 保存のための措置（第9条—第14条）
- 第4章 雜則（第15条—第18条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、歴史的な価値を有する建築物を保存し、及び活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物

ウ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財

エ 鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）第11条第1項の規定により指定された鎌倉市指定有形文化財

オ 鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第30条第1項の規定により指定された景観重要建築物等

カ アからオまでに掲げるものに準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。

- (3) 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいう。
- (4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。
 - ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容
 - イ 当該対象建築物の安全性に関する事項
 - ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項
 - エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項
- (5) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。
- (6) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）をいう。

第2章 対象建築物の登録等

（所有者による登録の申請）

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

- 2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請を行おうとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地（保存活用計画において、当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）について所有権又は借地権を有する者があるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

（対象建築物の登録等）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行う必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとときは、当該対象建築物を保存建築物登録簿に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、鎌倉市建築審査会条例（昭和56年12月条例第10号）第8条第1項に規定する鎌倉

市建築審査会専門委員会の意見を聽かなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該対象建築物の所有者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定による指定を行うための必要な手続をとるものとする。

(登録事項の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、保存活用計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長に対し、変更の登録（以下「変更登録」という。）を申請しなければならない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとときは、変更登録をすることができる。
- 4 市長は、前項の変更登録をしたときは、その旨を公告するとともに、前条第4項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項の規定は、変更登録について準用する。

(登録の抹消)

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
- (2) 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、その旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消された保存建築物の所有者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により保存建築物の登録を抹消したとき

は、当該抹消された保存建築物に係る法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を解除しなければならない。

第3章 保存建築物等に関する制限

第1節 現状変更の規制

(増築等の許可等)

第7条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に關しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可は、当該許可に係る工事が法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。
- 5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第8条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に市長に到達するようにしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するようにしなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が

当該許可の内容に適合していることを認めたときは、その旨を第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第2節 保存のための措置

(所有者の管理義務等)

第9条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

- 2 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、保存建築物の所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任したときも、同様とする。
- 4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。
- 5 保存建築物の所有者を変更したときは、新たに所有者となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理の報告等)

第10条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の現状又は管理若しくは工事の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第11条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

- 2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を執らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その

者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置を執ることを命じることができる。

(監督処分)

第12条 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下「保存建築物等」という。）の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、増築、改築、移転、移築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置を執ることを命じることができる。

2 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号）第12条第1項に規定する意見陳述のための手続を執ることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

(権利義務の承継)

第13条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、当該保存建築物に関しこの条例に基づいて市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による当該所有者でなくなった者の権利及び義務を承継する。

(登録の取消し)

第14条 市長は、第12条第1項又は第2項前段の規定による命令に違反した者に係る保存建築物の登録を取り消すことができる。

2 第6条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第4章 雜則

(建築物の設計及び工事監理)

第15条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築土法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第3条の

- 3 第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。
- 2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。
- 3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

（消防長の意見の聴取）

第16条 市長は、第4条第1項の規定による登録又は第5条第3項の規定による変更登録をしようとする場合においては、消防長に意見を聞くことができる。

（立入調査等）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(建築審査会条例の一部改正)

3 鎌倉市建築審査会条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市長から鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成 年月条例第 号）第4条第2項（同条例第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められたとき。

議案第 43 号

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、鎌倉市議会議員及び鎌倉市
長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるもので
ある。

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条及び第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 44 号

鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項等を整備するものである。

鎌倉市実費弁償条例の一部を改正する条例

鎌倉市実費弁償条例（昭和26年9月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市腰越子ども会館及び鎌倉市山崎子ども会館の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の2各号列記以外の部分中「鎌倉市梶原子ども会館（以下「梶原子ども会館」）を「別表に掲げる子ども会館（以下「指定管理施設」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「梶原子ども会館」を「指定管理施設」に改める。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設以外の子ども会館にあっては、市長が必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理施設にあっては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日を定めることができる。

第4条第2項中「梶原子ども会館」を「指定管理施設」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理施設以外の子ども会館にあっては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

第6条の4第1項第2号中「梶原子ども会館」を「指定管理施設」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第2条の2）

指定管理施設
鎌倉市腰越子ども会館
鎌倉市梶原子ども会館
鎌倉市山崎子ども会館

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条の4第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」及び鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条の2 別表第2に掲げる子どもの家（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 指定管理施設の利用に関する業務
- (2) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 指定管理施設の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

第3条第2項中「市長は、」を「指定管理施設以外の子どもの家にあっては、市長が」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理施設にあっては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、休所日に開所し、又は休所日を定めることができる。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設以外の子どもの家にあっては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、同項第1号又は第2号に掲げる日の利用時間を午後7時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理施設にあっては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、第1項第1号に掲げる日は午後7時から午後9時まで、同項第2号に掲げる日は午前7時から午前8時15分まで又は午後7時から午後9時まで、同項第3号に掲げる日は午前7時から午前8時30分まで又は午後5時30分から午後9時までの間において、利用時間を延長することができる。

第4条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理施設以外の子どもの家にあっては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、臨時に利用時間を変更することができる。

第6条第1項中「市長」の次に「(指定管理施設にあっては、指定管理者とする。次項及び次条において同じ。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「認めた」を「認める」に改める。

第7条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第8条第1項中「受けて」の次に「指定管理施設以外の子どもの家に」を加え、「別表第2」を「別表第3の1の項及び2の項」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「市長が別に定める」を「指定管理施設以外の子どもの家にあっては市長が別に定め、指定管理施設にあっては指定管理者が市長の承認を得て定める基準により決定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「利用料」を「前2項の利用料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条の承認を受けて指定管理施設に児童を入所させた者は、別表第3に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める利用料を、指定管理者に支払わなければならない。

第9条中「認めたときは、」を「認めるときは、指定管理施設以外の子どもの家の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、指定管理施設の利用料の全部又は一部を免除することができる。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理施設以外の子どもの家にあっては市長が別に定める特別の事由があると認めるときは、指定管理施設にあっては指定管理者が市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

第11条を次のように改める。

(損害賠償)

第11条 子どもの家の施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 指定管理施設の適切な管理ができること。

(3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができる。

(4) 安定した経営基盤を有していること。

(5) 管理経費の縮減が図られること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、市長が別に規則で定める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条の2）

指定管理施設
鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」
鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条）

利用時間	利用料の額又は利用料の上限額	
1 第4条第1項に規定する利用時間	1人につき月額	5,000円 (2,500円)
2 第4条第2項の規定により延長した時間	1人につき月額	2,300円 (1,150円)
3 第4条第3項の規定により延長した時間	1人につき、1日の延長時間1時間当たり月額	2,300円 (2,300円)

備考 同一の世帯に属する2人以上の児童が子どもの家を利用する場合における2人目以降の児童の利用料の額又は利用料の上限額については、()内の額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第12条を第13条とし、第11条の次に1条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正）

2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改める。

別表中「鎌倉市子ども会館指定管理者選定委員会」を「鎌倉市子ども会館・子どもの家指定管理者選定委員会」に改める。

議案第 47 号

鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

鎌倉市役所敷地内に鎌倉駅西口暫定自転車駐車場を開設するため、
必要な事項を定めるものである。

鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

鎌倉市自転車等駐車場条例（平成23年10月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
鎌倉駅西口暫定自転車駐車場	鎌倉市御成町18番10号
大船駅西口交通広場自転車等駐車場	同 岡本二丁目55番地19

第7条に次のただし書を加える。

ただし、鎌倉駅西口暫定自転車駐車場については、自転車とする。

第9条第3項中「前払」を「定期利用にあっては前払とし、一時利用にあっては後払」に改める。

別表自転車の項中「定期利用」の次に「(大船駅西口交通広場自転車等駐車場に限る。)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 48 号

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に
伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例（平成8年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

平成28年度鎌倉市一般会計
補正予算（第3号）

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212,753千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,647,337千円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越し
て使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」によ
る。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
55 国庫支出金		7,811,015	△59,989	7,751,026
	10 国庫補助金	2,204,778	△59,989	2,144,789
60 県支出金		3,383,797	1,800	3,385,597
	10 県補助金	941,234	1,800	943,034
75 繰入金		2,802,146	△17,682	2,784,464
	5 基金繰入金	2,800,146	△17,682	2,782,464
80 繰越金		600,000	19,418	619,418
	5 繰越金	600,000	19,418	619,418
90 市債		3,595,400	△156,300	3,439,100
	5 市債	3,595,400	△156,300	3,439,100
歳 入 合 計		61,860,090	△212,753	61,647,337

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 総務費		6,957,859	16,465	6,974,324
	5 総務管理費	5,494,781	16,465	5,511,246
15 民生費		24,977,467	5,531	24,982,998
	5 社会福祉費	12,891,178	3,846	12,895,024
	10 児童福祉費	9,956,335	1,685	9,958,020
45 土木費		8,325,627	△234,749	8,090,878
	20 都市計画費	5,732,250	△234,749	5,497,501
歳 出 合 計		61,860,090	△212,753	61,647,337

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
40 観光費	05 観光費	妙本寺公衆トイレ改築事業	千円 42,866

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉芸術館管理運営事業費	平成29年度から 平成33年度まで	千円 680,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鎌倉芸術館設備費 改修事業費	平成29年度まで	千円 1,120,068	平成29年度まで	千円 1,498,401

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業費	千円 809,900	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 653,600	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	3,595,400				3,439,100			

報告第 12 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年5月9日、[REDACTED]で発生した、
環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の軽ダンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 468,720円

2 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成28年7月28日

報告第 13 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年5月19日、[REDACTED]で発生した、総務部管財課所属の貸出軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 35,640円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成28年7月28日

報告第 14 号

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、腰越子ども会館・子どもの家前面道路後退事業、名越クリーンセンター基幹的設備改良事業及び鎌倉体育館耐震改修等事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

平成27年度 錦糸町市 繼続費精算報告書

(一般会計)

款項	事業名	年度	年割額	全體計画			実績			比較		
				左の財源		内訳	左の財源		内訳	特定期(県)支外出額		年割額と支出額の差
				特国(県)支外出金	定地方債	その他	一般財源	特国(県)支外出金	一般財源	地方債	その他	特国(県)支外出金
15 民生費	10児童福祉費・被扶養者支援費	26	17,180,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	・子どもたちの家 計	27	25,772,000				17,180,000			17,180,000		17,180,000
	・子どもたちの道事業						25,772,000	27,533,520				
	・前後事業								27,533,520	△1,761,520		△1,761,520
	計	42,952,000					42,952,000	27,533,520				15,418,480
	24	52,000,000	16,666,000				35,334,000					
	25	1,278,305,000	271,477,000	875,500,000			131,328,000	626,058,510	175,777,000	390,300,000	59,981,510	652,246,490
	・リサイクルセンター事業	26	1,863,836,000	590,591,000	1,132,000,000		141,245,000	2,509,740,923	702,957,000	1,566,700,000	241,083,923	△645,904,923
	・基幹的設備改良事業	27	124,474,000		112,400,000		12,074,000	182,696,947		110,200,000	72,496,947	△58,222,947
	計	3,318,615,000	878,734,000	2,119,900,000			319,981,000	3,318,496,380	878,734,000	2,066,200,000	373,562,380	118,620
	26	23,136,000						23,136,000	19,700,000		19,700,000	3,436,000
	27	35,649,000						35,649,000	30,211,120		5,437,880	5,437,880
	計	58,785,000						58,785,000	49,911,120		8,873,880	8,873,880

報告第 15 号

平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成27年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.59)	— (16.59)	-0.7 (25.0)	— (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 16 号

平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成27年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成28年 9月 7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書